

# 答 申 書

(写)

姫路市特別職報酬等審議会

令和8年(2026年)6月1日

姫路市長 清 元 秀 泰 様

姫路市特別職報酬等審議会  
会 長 井 関 崇 博

議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額の改定について（答申）

令和8年2月24日に貴職から諮問のあった標記の件に関し、審議の結果、次の結論を得たので、ここに答申する。

答 申

議長、副議長及び議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額は、次のとおり速やかに改定することが適当である。

議会の議長の報酬月額	827,000円
議会の副議長の報酬月額	750,000円
議会の議員の報酬月額	688,000円
市長の給料月額	1,201,000円
副市長の給料月額	982,000円

## 審議の内容

### 1 答申の背景

わが国の経済は、賃上げ率が2年連続で5%を上回るなど、「デフレ・コストカット型経済」から、新たな「成長型経済」に移行する段階まで来ている。景気は緩やかに回復しており、今後は個人消費や設備投資の増加など、国内需要中心の経済成長が期待されている。

姫路市においては、播磨の中核都市としての都市基盤を整備しつつ、市債残高の縮減や基金の積立など、黒字決算を確保しており、今後も、選択と集中による効果的な施策展開により、様々な行政課題への的確な対応が求められている。

これまで当審議会は、給与改定の機運が熟していなかったため、平成28年3月の答申以来およそ10年開催が見送られ、報酬等の改定にあっては平成23年4月の改定より約15年間もの長きにわたって据え置かれてきた。一方で、平成27年度以降は、人事院が一般職の給料について引上げ勧告を行っており、前述の経済情勢も相まって、特に直近3年間における給与改定は景気回復や物価高騰の影響が顕著で、特別職の報酬を増額改定する他都市が遡増している状況にある。このような社会経済情勢の中、当審議会が開催される運びとなったものである。

### 2 審議の視点

令和8年2月24日の第1回から令和8年5月18日まで、3回にわたり審議会を開催した。

審議会では、前回平成28年開催の審議会の審議で重視された点と同様に、市政運営

にあたって市民の負託に応えられるに足る対価としてふさわしい額という観点と、市民の理解や信頼のもとに地方分権を一層推進するための原動力となることが期待される職責にふさわしい額という観点で、

- (1) 都市規模（人口規模、財政規模）及び財政状況
- (2) 人事院勧告に基づく国の一般職の職員給与の改定状況
- (3) 特別職の報酬等に係る他都市の動向
- (4) 特別職の職間の報酬等のバランス

の4つの視点による県下各市及び中核市との比較を踏まえた、各種客観的な資料に基づき慎重に検討を行った。

### 3 審議内容

審議の中では、姫路市の都市規模を踏まえ、特別職の職責に見合った報酬等を支給してきたこと、一般職や他都市の特別職の給与改定状況、さらには特別職の報酬が平成23年4月に減額改定されて15年間据え置かれていることを考慮すると、増額することが適当であるという意見で一致した。しかしながら、これからの人口減少を見据えると財政状況は決して楽観視できるものではなく、適宜適切に報酬水準の妥当性を注視する必要がある。

そこで、これまでの審議会と同様に、改定率における改定額を審議するに当たり、最低値となる0.10%から、平成23年度から令和7年度までの間の一般職の給与改定率の累積値（6.54%）までを財政への影響額等を踏まえつつ、確認した。

まず、市長の給料については、県下各市及び中核市の市長の給料とのバランスを考慮

しつつ、一般職の給与改定率の累積値には、初任給をはじめとする若年層に重点を置いた給料水準の大幅な引上げが強く反映されており、その影響を除外するために、本市の理事級職員に適用される給料表における給与改定率の累積値（4.70%）や、同理事級職員が実際に位置する号給における同累積値（2.52%）、特に、職責の類似する国の指定職職員の給与改定率の累積値（1.74%）に注目した。選挙で選ばれる市長と国の指定職職員を比較することが適切なのかとの意見もあったが、この改定率を採ることは他都市の報酬水準とのバランスもよく、これまでと比較しても本市の財政を圧迫することも少ないと判断し、この改定率（1.74%）を重要な目安として算出し、千円単位で四捨五入した額を改定額として決定した（実質改定率 1.78%）。

次に、副市長の給料及び議員報酬については、平成20年開催の当審議会において、市長の給料を基準に、市長の給料に対する較差が中核市の類似都市における特別職間の報酬等の較差率（以下「職間バランス」という。）と同程度となるよう決定され、議長及び副議長の報酬については、議員の給料を基準に、議長が約2割、副議長が約1割の加算となるよう決定され、以降の審議会においてもその水準を維持してきた経緯がある。

そのため、副市長の給料及び議員報酬については、現行の職間バランスは導入後18年が経過しており、類似の中核市における職間バランスとの乖離が生じてきたことを踏まえ、市長の給料を基準に、類似の中核市の職間バランスの平均程度となるよう改定することとした。各職の職責が変わらないのであれば現行の職間バランスのままでよいのではという意見もあったが、議員の報酬水準が以前と比べて、類似の中核市平均と乖離する状況にあることから、時代の趨勢を踏まえるという観点により適切であると判断したものである。

さらに、議長、副議長の報酬については、議員の報酬を基準に、現行の職間バランスで決定することとした。市長と副市長、議員との職間バランスと同様に、類似の中核市平均をとるべきではとの意見もあったが、議長、副議長の議会において果たすべき役割やこれまでの市議会における経緯を尊重し、現行の職間バランスで決定することがより適切であると判断したものである。

#### 4 結び

当審議会では、諮問のあった報酬等の額のすべてについて、増額改定の答申をするに至った。市長におかれては本答申を尊重し、適切に対応されるよう要請する。

今回は平成23年4月以来の改定で、現時点における報酬等の水準は確保できたものとするが、今後も一般職の給与改定の状況並びに県下各市及び中核市の特別職の報酬等の改定状況等を勘案し、その水準の妥当性は継続して検証する必要があるため、特別職の給料、報酬の額の改定の有無にかかわらず、本審議会は定期的開催されるよう配慮されたい。

行政経営の最高責任者としての市長、副市長や市民の代表である議長、副議長、議員の果たすべき役割、職責はますます増大しており、その市政運営や議会活動に対して、これまで以上に大きな期待が寄せられている。

特別職各位におかれては、これらのことを十分に認識され、今後とも市政運営や議会活動において市民の負託に応えられるよう、なお一層のご尽力をお願いするものである。

## 姫路市特別職報酬等審議会

会	長	いせき たかひろ 井関 崇博	(兵庫県立大学環境人間学部教授)
会	長職務代理者	いわたに ひろふみ 岩谷 洋史	(姫路獨協大学人間社会学群准教授)
委	員	ありた れいこ 有田 玲子	(弁護士)
委	員	いとう けいすけ 伊藤 恵介	(播磨経営者協会専務理事)
委	員	いわた としえ 岩田 稔恵	(姫路市連合婦人会長)
委	員	きたがわ ひろやす 北川 博康	(姫路市連合自治会長)
委	員	ごうだ かつひこ 合田 勝彦	(姫路商工会議所専務理事)
委	員	たにぐち あやこ 谷口 彩子	(社会保険労務士)
委	員	たむら かずみ 田村 一美	(公認会計士)
委	員	よこやま たかし 横山 孝司	(連合兵庫西部地域協議会議長)

(委員は50音順・敬称略)